

事業報告書等の期限内未提出法人及び認証後未登記団体に関する取扱要領

長崎県県民生活環境部県民生活環境課

1. 目的

この取扱要領（以下「要領」という。）は、長崎県知事が所轄する特定非営利活動法人（以下「法人」という。）が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条に規定する事業報告書等（以下「書類」という。）を、長崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年10月16日長崎県条例第27号）第5条に規定する提出期限（以下「期限」という。）までに提出しない場合のほか、認証を受けた後に登記を行わない団体（合併の認証を受けた法人において登記を行わない法人を含む。以下「認証後未登記団体」という。）についての取扱いに関し必要な事項を定め、所轄庁として法に基づく適正かつ円滑な事務を図るとともに、県民に対し適切に必要な情報を提供することを目的とする。

2. 書類の期限内未提出法人に対する対応

(1) 各事業年度の書類の期限から2月を経過しても書類を提出しなかった場合、未提出法人の代表者あて「督促書」を簡易書留により送付する。なお、督促書には、次のとおり明記する。

ア 未提出1年目（別紙1）

事業年度にかかる書類の期限から3月を経過しても書類を提出しなかった場合は、役員全員（理事及び監事）に督促書を送付するとともに、県のホームページに法人名及び代表者名を掲載し公表する旨。

イ 未提出2年目（別紙2）

未提出2年目の事業年度にかかる書類の期限から3月を経過しても書類を提出しなかった場合は、役員全員に督促書を送付する。また、裁判所に過料事件の通知を行うとともに、県のホームページに掲載し公表する旨。

ウ 未提出3年目（別紙3）

未提出3年目の事業年度にかかる書類の期限から3月を経過しても書類を提出しなかった場合は、役員全員に督促書を送付する。また、設立の認証を取消す旨。

(2) 各事業年度の書類の期限から3月を経過しても書類を提出しなかった場合は、役員全員に「督促書」を簡易書留により送付する。なお、督促書には、次のとおり明記する。

ア 未提出1年目（別紙4）

督促書発送後1月以内に書類を提出しなかった場合は、県のホームページに法人名及び代表者名を掲載し公表する旨。

イ 未提出2年目（別紙5）

督促書発送後1月以内に書類を提出しなかった場合は、裁判所に過料事件の通知を行うとともに、県のホームページに掲載し公表する旨。

ウ 未提出3年目（別紙6）

督促書発送後1月以内に書類を提出しなかった場合は、設立の認証を取消す旨。

(3) 2（2）の督促書に明記した指定の日までに書類を提出しなかった場合

ア 未提出1年目

県のホームページに法人名及び代表者名を掲載し公表する。

イ 未提出2年目

代表者の住所地を所轄する地方裁判所に対し「過料事件の通知書」(別紙7)を送付するとともに、県のホームページに法人名及び代表者名を掲載し公表する。

なお、過料事件通知書は、1法人につき1通とし、法人登記事項証明書(3月以内に交付を受けたもの)、督促の経緯がわかる書面及び督促書の写しを添付する。

ウ 未提出3年目

設立の認証の取消しに係る聴聞を実施し、聴聞結果報告書の処分内容に基づき、認証取消しの可否を決定する。

3. 認証を受けた後に登記しない認証後未登記団体に対する対応

- (1) 所轄庁から認証を受けた後、組合等登記令において定める登記期限(以下「登記期限」という。)から2月を経過しても登記をしない場合は、認証後未登記団体の代表者及び申請者(以下「代表者等」という。)あて「登記に係る督促書」(別紙8)を簡易書留により送付する。なお、登記に係る督促書には、登記期限から4月以内に登記完了届出書の提出がない場合は、役員予定者に登記に係る督促書を送付する旨明記する。
- (2) 登記期限から4月を経過しても登記完了届出書の提出がない場合は、役員予定者全員に「登記に係る督促書」(別紙9)を簡易書留により送付する。
- (3) 登記期限から5月を経過しても登記完了届出書の提出がない場合は、代表者等に「登記に係る督促書」(別紙10)を簡易書留により送付する。なお、登記に係る督促書には、認証の取消しに着手する旨明記する。
- (4) 3(3)の督促書に明記した指定の日を経過しても登記完了届出書の提出がない場合は、設立の認証の取消しに係る聴聞を実施し、聴聞結果報告書の処分内容に基づき、認証取消しの可否を決定する。

4. 認定(仮認定)特定非営利活動法人に係る取扱等については別途定める。

5. 4以外の特定非営利活動法人に係る取扱の適用は下記のとおりとする。

- ・書類の期限内未提出法人については、事業年度が平成25年3月31日に終了する法人から適用する。
- ・認証を受けた後に登記しない認証後未登記団体については、平成25年4月1日から適用する。

(別紙1)

県環第 号
年 月 日

特非営利活動法人 ○○○○

代表者 ○○○ 様

長崎県県民生活環境課長

事業報告書等の提出について (督促)

特定非営利活動法人においては、特定非営利活動促進法 (以下「法」という。) 第29条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条の規定により、事業報告書等法定の書類を毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出しなければなりませんが、貴法人におかれては、まだ提出がなされておられませんので、○○年○○月○○日までに提出してください。

なお、指定の日までに提出がない場合、貴法人の役員全員に対し督促書を送付するとともに、県のホームページに法人名及び代表者名を掲載し公表します。

この文書に関して、また、事業報告書等の記載方法に関してのご質問等がありましたら、担当までお尋ねください。

行き違いにより提出済みの場合は、ご容赦願います。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境課 担当：

TEL095-895-2314 FAX095-895-2564

(参考) 特定非営利活動促進法等・関係部分

(事業報告書等の提出)

法第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

※注：本県の場合は、下記のとおり条例で定めています。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条

特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条第1項に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3月以内に知事に提出しなければならない。

法第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 1 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 2 第14条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 3 第23条第1項若しくは第25条第6項又は第53条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 第28条第1項若しくは第2項、第54条第1項又は第54条第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 5 第25条第7項若しくは第29条、第49条第4項又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 6 第31条の3第2項又は第31条の12第1項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 7 第31条の10第1項又は第31条の12第1項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 8 第35条第1項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 9 第35条第2項又は第36条第2項の規定に違反したとき。
- 10 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(別紙2)

県環第 号
年 月 日

特非営利活動法人 ○○○○
代表者 ○○○ 様

長崎県県民生活環境課長

事業報告書等の提出について (督促)

特定非営利活動法人においては、特定非営利活動促進法 (以下「法」という。) 第29条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条の規定により、事業報告書等法定の書類を毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出しなければなりませんが、貴法人におかれては、○○年度以降事業報告書の提出がなされておられませんので、○
○年○月○日までに提出してください。

なお、指定の日までに提出がない場合、貴法人の役員全員に対し督促書を送付します。また、裁判所に過料事件の通知を行うとともに、過料事件通知を行ったことを県のホームページに掲載し公表します。

この文書に関して、また、事業報告書等の記載方法に関してのご質問等がありましたら、担当までお尋ねください。

行き違いにより提出済みの場合は、ご容赦願います。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境課 担当：

TEL095-895-2314 FAX095-895-2564

(参考) 特定非営利活動促進法等・関係部分

(事業報告書等の提出)

法第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

※注：本県の場合は、下記のとおり条例で定めています。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条

特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条第1項に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3月以内に知事に提出しなければならない。

法第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 1 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 2 第14条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 3 第23条第1項若しくは第25条第6項又は第53条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 第28条第1項若しくは第2項、第54条第1項又は第54条第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 5 第25条第7項若しくは第29条、第49条第4項又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 6 第31条の3第2項又は第31条の12第1項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 7 第31条の10第1項又は第31条の12第1項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 8 第35条第1項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 9 第35条第2項又は第36条第2項の規定に違反したとき。
- 10 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(別紙3)

県環第 号
年 月 日

特非営利活動法人 ○○○○

代表者 ○○○ 様

長崎県県民生活環境課長

事業報告書等の提出について (督促)

特定非営利活動法人においては、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条の規定により、事業報告書等法定の書類を毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出しなければなりませんが、貴法人におかれては、○○年度以降事業報告書の提出がなされておられませんので、○
○年○月○日までに提出してください。

なお、指定の日までに提出がない場合、貴法人の役員全員に対し督促書を送付するとともに、設立の認証の取消しを行うための聴聞の手續に着手しますので申し添えます。

この文書に関して、また、事業報告書等の記載方法に関してのご質問等がありましたら、担当までお尋ねください。

行き違いにより提出済みの場合は、ご容赦願います。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境課 担当：

TEL095-895-2314 FAX095-895-2564

(参考) 特定非営利活動促進法等・関係部分

(事業報告書等の提出)

法第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

※注：本県の場合は、下記のとおり条例で定めています。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条

特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条第1項に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3月以内に知事に提出しなければならない。

法第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 1 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 2 第14条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 3 第23条第1項若しくは第25条第6項又は第53条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 第28条第1項若しくは第2項、第54条第1項又は第54条第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 5 第25条第7項若しくは第29条、第49条第4項又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 6 第31条の3第2項又は第31条の12第1項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 7 第31条の10第1項又は第31条の12第1項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 8 第35条第1項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 9 第35条第2項又は第36条第2項の規定に違反したとき。
- 10 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(別紙4)

県環第 号
年 月 日

特定非営利活動法人名

役員 ●●●●●●●● 様

長崎県県民生活環境課長

事業報告書等の提出について (督促)

特定非営利活動法人においては、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条の規定により、事業報告書等の書類を毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出しなければなりませんが、あなたが役員を務める法人におかれては、まだ提出がされておられませんので、〇〇年〇〇月〇〇日までに必ず提出してください。

指定の日までに提出がない場合、県のホームページに法人名及び代表者名を掲載し公表します。

なお、この督促に関しては、事務所所在地へも、去る〇〇年〇〇月〇〇日付けで送付しています。

この文書に関して、また、事業報告書等の記載方法に関してのご質問等がありましたら、担当までお尋ねください。

行き違いにより提出済みの場合は、ご容赦願います。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境課 担当：

TEL095-895-2314 FAX095-895-2564

(参考) 特定非営利活動促進法等・関係部分

(事業報告書等の提出)

法第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

※注：本県の場合は、下記のとおり条例で定めています。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条

特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条第1項に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3月以内に知事に提出しなければならない。

法第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 1 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 2 第14条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 3 第23条第1項若しくは第25条第6項又は第53条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 第28条第1項若しくは第2項、第54条第1項又は第54条第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 5 第25条第7項若しくは第29条、第49条第4項又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 6 第31条の3第2項又は第31条の12第1項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 7 第31条の10第1項又は第31条の12第1項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 8 第35条第1項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 9 第35条第2項又は第36条第2項の規定に違反したとき。
- 10 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(別紙 5)

県 環 第 号
年 月 日

特定非営利活動法人名

役員 ●●●●●●●● 様

長崎県県民生活環境課長

事業報告書等の提出について (督促)

特定非営利活動法人においては、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条の規定により、事業報告書等の書類を毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出しなければなりませんが、あなたが役員を務める法人におかれては、〇〇年度以降事業報告書の提出がなされておられませんので、〇〇年〇〇月〇〇日までに提出してください。

指定の日までに提出がない場合、裁判所に過料事件の通知を行うとともに、過料事件通知を行ったことを県のホームページに掲載し公表します。

なお、この督促に関しては、事務所所在地へも、去る〇〇年〇〇月〇〇日付けで送付しています。

この文書に関して、また、事業報告書等の記載方法に関してのご質問等がありましたら、担当までお尋ねください。

行き違いにより提出済みの場合は、ご容赦願います。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境課 担当：

TEL095-895-2314 FAX095-895-2564

(参考) 特定非営利活動促進法等・関係部分

(事業報告書等の提出)

法第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

※注：本県の場合は、下記のとおり条例で定めています。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条

特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条第1項に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3月以内に知事に提出しなければならない。

法第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 1 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 2 第14条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 3 第23条第1項若しくは第25条第6項又は第53条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 第28条第1項若しくは第2項、第54条第1項又は第54条第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 5 第25条第7項若しくは第29条、第49条第4項又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 6 第31条の3第2項又は第31条の12第1項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 7 第31条の10第1項又は第31条の12第1項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 8 第35条第1項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 9 第35条第2項又は第36条第2項の規定に違反したとき。
- 10 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(別紙6)

県環第 号
年 月 日

特定非営利活動法人名

役員 ●●●●●●●● 様

長崎県県民生活環境課長

事業報告書等の提出について (督促)

特定非営利活動法人においては、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条の規定により、事業報告書等の書類を毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出しなければなりませんが、あなたが役員を務める法人におかれては、〇〇年度以降事業報告書の提出がなされておられませんので、〇〇年〇〇月〇〇日までに提出してください。

指定の日までに提出がない場合、設立の認証の取消しを行うための聴聞の手続に着手します。

なお、この督促に関しては、事務所所在地へも、去る〇〇年〇〇月〇〇日付けで送付しています。

この文書に関して、また、事業報告書等の記載方法に関してのご質問等がありましたら、担当までお尋ねください。

行き違いにより提出済みの場合は、ご容赦願います。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境課 担当：

TEL095-895-2314 FAX095-895-2564

(参考) 特定非営利活動促進法等・関係部分

(事業報告書等の提出)

法第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

※注：本県の場合は、下記のとおり条例で定めています。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条

特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第29条第1項に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3月以内に知事に提出しなければならない。

法第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 1 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 2 第14条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 3 第23条第1項若しくは第25条第6項又は第53条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 第28条第1項若しくは第2項、第54条第1項又は第54条第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 5 第25条第7項若しくは第29条、第49条第4項又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 6 第31条の3第2項又は第31条の12第1項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 7 第31条の10第1項又は第31条の12第1項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 8 第35条第1項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 9 第35条第2項又は第36条第2項の規定に違反したとき。
- 10 第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(別紙7)

県環第 号
年 月 日

長崎地方裁判所 御中

長崎県県民生活環境課長

過料事件通知書

長崎県が所轄庁である下記の特特定非営利活動法人は、督促書を発送したものの、長崎県特定非営利活動促進法施行条例第5条に規定する提出期限までに提出しなければならない特定非営利活動促進法第29条に規定する書類を、本日までに提出していません。

このため、特定非営利活動促進法第80条第5号に掲げる場合に該当するものと思料されるので、関係書類を添えて通知します。

記

特 定 非 営 利 活 動 法 人	名 称			
	事務所所在地			
	所 轄 庁	長崎県知事		
違 反 者	資 格	理事		
	氏 名			
	住 所			
未提出書類(を付したものを)	事業報告書	財 産 目 録	貸 借 対 照 表	
	収 支 計 算 書	役 員 名 簿	社 員 名 簿	
	定 款	認 証 書 の 写 し	登 記 簿 謄 本	
提 出 期 限	年 月 日(年度分)			
	年 月 日(年度分)			
事 業 年 度	年 月 日 ~ 年 月 日(年度分)			
	年 月 日 ~ 年 月 日(年度分)			
添 付 書 類	定款、登記簿謄本、役員の氏名及び住所等に関する書類、督促書、過料事件通知予告書、その他参考となる書類			

(別紙 8)

県環第 号
年 月 日

団体名〇〇〇〇

設立代表者 〇〇〇 様

長崎県県民生活環境課長

特定非営利活動法人の設立登記について (督促)

設立の認証を受けた団体においては、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第7条第1項及び政令(組合等登記令)第2条第1項の規定により、設立の認証の通知が到達した日から2週間以内に登記をしなければなりません。貴団体におかれては、まだ登記がなされておられませんので、〇〇年〇〇月〇〇日までに登記を完了し、長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第6条に定める別紙設立登記完了届出書等を提出してください。

なお、指定の日までに当該届出書等の提出がない場合、貴団体の役員予定者全員に登記に係る督促書を送付します。

この文書に関して、ご質問等がありましたら、担当までお尋ねください。
行き違いにより提出済みの場合は、ご容赦願います。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境課 担当：

TEL095-895-2314 FAX095-895-2564

(参考) 特定非営利活動促進法等・関係部分

(登記)

法第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 (略)

(成立の時期等)

法第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、
所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第6条

第6条 法第13条第2項の規定による届出は、同項に掲げる書類を添付した様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書に添付する登記に関する書類には、その写し1部及び法第14条の財産目録には副本1部をそれぞれ添えるものとする。

政令(組合等登記令)

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から2週間以内にしなければならない。

法第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

2 ~ 10 (略)

(別紙 9)

県環第 号
年 月 日

団体名〇〇〇〇

役員予定者 ●●●●●●●● 様

長崎県県民生活環境課長

特定非営利活動法人の設立登記について (督促)

設立の認証を受けた団体においては、特定非営利活動促進法 (以下「法」という。) 第7条第1項及び政令 (組合等登記令) 第2条第1項の規定により、設立の認証の通知が到達した日から2週間以内に登記をしなければなりません。あなたが役員予定者となっていた団体におかれては、未だ登記がなされておられませんので、〇〇年〇〇月〇〇日までに登記を完了し設立登記完了届出書を提出してください。

なお、この督促に関しては、事務所所在地へも、去る〇〇年〇〇月〇〇日付けで送付しています。

指定の日までに提出がない場合、設立の認証の取消しを行うための聴聞の手続に着手する場合があります。

この文書に関して、ご質問等がありましたら、担当までお尋ねください。
行き違いにより提出済みの場合は、ご容赦願います。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境課 担当：

TEL095-895-2314 FAX095-895-2564

(参考) 特定非営利活動促進法等・関係部分

(登記)

法第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 (略)

(成立の時期等)

法第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第6条

第6条 法第13条第2項の規定による届出は、同項に掲げる書類を添付した様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書に添付する登記に関する書類には、その写し1部及び法第14条の財産目録には副本1部をそれぞれ添えるものとする。

政令(組合等登記令)

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から2週間以内にしなければならない。

法第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

2 ~ 10 (略)

(別紙10)

県環第 号
年 月 日

団体名○○○○

設立代表者 ●●●●●●●● 様

長崎県県民生活環境課長

特定非営利活動法人の設立登記について (督促)

設立の認証を受けた団体においては、特定非営利活動促進法 (以下「法」という。) 第7条第1項及び政令 (組合等登記令) 第2条第1項の規定により、設立の認証の通知が到達した日から2週間以内に登記をしなければなりません。あなたが代表者等となっていた団体におかれては、未だ登記がなされておられませんので、〇〇年〇〇月〇〇日までに登記を完了し設立登記完了届出書を提出してください。

指定の日までに提出がない場合、設立の認証の取消しを行うための聴聞の手続に着手しますので申し添えます。

この文書に関して、ご質問等がありましたら、担当までお尋ねください。
行き違いにより提出済みの場合は、ご容赦願います。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県県民生活環境課 担当：

TEL095-895-2314 FAX095-895-2564

(参考) 特定非営利活動促進法等・関係部分

(登記)

法第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 (略)

(成立の時期等)

法第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第6条

第6条 法第13条第2項の規定による届出は、同項に掲げる書類を添付した様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書に添付する登記に関する書類には、その写し1部及び法第14条の財産目録には副本1部をそれぞれ添えるものとする。

政令(組合等登記令)

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から2週間以内にしなければならない。

法第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

2 ~ 10 (略)